

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属 保健衛生部生活衛生課
問合せ先 03 - 5803 - 1223

1 補助金の名称等 6年度調査

補 助 金 の 名 称	出会いの湯事業補助金									
根 拠 規 定 等	文京区出会いの湯事業補助金交付要綱									
創 設 年 月	平成	20	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	16年	終 了 予 定 年 月		
見 直 し 年 月	平成	23	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	13年			
見 直 し の 内 容	2ヶ月をかけて実施する1つの事業に、2月(回)分の補助金を交付できる旨の規定を追加(要綱第5条第2項)									
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号
	06 衛生費	01 保健衛生費		01 保健衛生総務費		06 公衆浴場補助等		01 浴場需要対策費補助等		
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給									

2 補助金の概要

補 助 目 的	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第4条に基づき、区内の公衆浴場(以下「公衆浴場」という。)の需要対策事業を補助し、もって区民の公衆浴場を利用する機会の確保及び拡大を図ることを目的とする。						
補 助 事 業 等 の 内 容	「出会いの湯事業」とは、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合文京支部(以下「組合」という。)に加入している各浴場が、公衆浴場利用の拡大、地域コミュニティ及び区民の健康活性化に資するため、自ら実施するイベント、PR活動、特別湯等をいう。補助対象事業は、次に掲げる入浴事業とする。 (1)各浴場が個別に計画し実施する出会いの湯事業 (2)全浴場又は一部の浴場が合同で計画し実施する出会いの湯事業						
補 助 対 象 経 費 の 内 容	補助金の交付額は、出会いの湯事業の実施1回につき、補助金の算出とする。ただし、補助金の交付総額は、当該年度の予算措置の範囲内とする。						
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他						
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 文京区内事業実施公衆浴場						
補 助 金 の 算 出	☐ 定率〔補助率〕 ☒ 定額〔補助額 1浴場100,000円/月を上限とする〕 ☐ 補助単価〔 補助単価 単位〕 ☐ その他						
	〔その他の場合は具体的に記入〕						
	〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 (1)各浴場が個別に計画し実施する補助対象事業に要した費用(ただし、100,000円を限度とする。) (2)全浴場又は一部の浴場が合同で計画し実施する補助対象事業に要した費用を参加浴場数で除して得た額(ただし、1浴場当たり、100,000円を限度とする。) 補助対象事業の実施期間が2月以上の場合は、当該月数を事業の実施回数とみなすことができるものとする。 当該年度の四半期ごとに、当該期間中に行った事業に要した費用の合計額を交付するものとする。						
公 募 の 状 況							
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☐ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☒ 成果物 ☒ その他 (毎月例月実績報告を提出する際、事業にかかった請求書(写)提出。)						
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独		負担割合	区	国	都	補助対象者
	☐ 補助(区上乗せ無し)		上乗せの内容・理由				
	☐ 補助(区上乗せ有り)						

3 交付実績 (件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	4	4	4	4
決算(予算)額	4,800	4,798	4,800	4,800
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	4,800	4,798	4,800	4,800
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	需要対策事業の補助により、地域住民に対して入浴文化の発信を行うとともに浴場による賑わいを創出することができた。
課題	公衆浴場利用者の年齢層・利用頻度の拡充に向け、広報の強化、新規メニューの開発、費用高騰への対応が必要である。
今後の方向性	出会いの湯事業を継続することで、新規利用者の開拓、公衆浴場の利用する機会の確保及び拡大を図る。